

令和4年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年3月8日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和4年3月8日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（10名）

1番 南 靖久 議員	2番 小 川 公 明 議員
3番 濱 中 佳芳子 議員	4番 西 川 守 哉 議員
5番 村 田 幸 隆 議員	6番 三 鬼 和 昭 議員
7番 内 山 左和子 議員	8番 中 村 レ イ 議員
9番 中 里 沙也加 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課参事	西 村 美 克 君
総務課長	竹 平 専 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	尾 上 廣 宣 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
環境課長	吉 沢 道 夫 君

商工観光課長	森	本	眞	明	君
水産農林課長	芝	山	有	朋	君
水産農林課調整監	丸	茂	亮	太	君
建設課長	内	山	眞	杉	君
水道部長	神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長	佐	野	憲	司	君
尾鷲総合病院総務課長	高	浜	宏	之	君
教育課長	出	口	隆	久	君
教育委員会教育総務課長	森	下	陽	之	君
教育委員会生涯学習課長	三	鬼	基	史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植	前		健	君
監査委員	民	部	俊	治	君
監査委員事務局長	野	地	敬	史	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高	芝		豊
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英	之
議事・調査係書記	相	賀	智	惠

[開議 午前 9時59分]

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴されている方をお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策をしておりますので、マスク等着用等をよろしくお願いいたします。

また、報道関係の方とは取決めを行っておりますが、それ以外の方の写真撮影であるとか、録音、録音に関しましては既に放映しておりますのであれですが、双眼鏡、機材については、会場内での使用を禁止させていただきます。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において8番、中村レイ議員、9番、中里沙也加議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、8番、中村レイ議員。

[8番（中村レイ議員）登壇]

8番（中村レイ議員） 皆様、おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

第7次総合計画において、国土強靱化計画とともに立地適正化計画が入っていないことはとても不思議なのですが、立地適正化計画とは何でしょうか。立地適正化を計画されますか。低炭素まちづくりは計画されますでしょうか。

都市計画審議会においては、築山は避難場所としてふさわしいのかと多くの委員が心配しておられました。避難施設にならないとしたら、築山に対し事務組合は負担金を出すのでしょうか。

令和3年2月25日、市営野球場移転補償に係る基本協定書では、避難施設整

備工事は1億6,500万円を上限とすると明記されております。審議会の答申を踏まえ、築山以外の避難施設を建設される予定はありますか。

令和4年度尾鷲市一般会計予算では、いろいろ大型予算が計上されております。急速に進む少子高齢化を見据え、現在の公共施設の総量ベースでの削減目標を立てるとともに、新規建設費については、人口ビジョンによる人口推計により、10年、20年後の人口規模に見合った地方債の元利償還計画になっていますでしょうか。

中部電力が平成29年8月16日に提案した発電所跡地の用地と施設を利用した民設民営バイオマス複合焼却施設は、当時の藤吉副市長をはじめ各課長も前向きな姿勢であったにもかかわらず、同年12月の5市町調整検討会議においては全く話題にもされませんでした。

究極のPFI方式である中部電力からの民設民営の提案を5市町の首長に伝えられたのはいつですか。経過報告は必要ではありませんので、伝えた日にちだけをお答えください。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中村議員の御質問に対しまして、一点一点答弁させていただきたいと思っております。

第1番目の立地適正化が計画されない理由という件につきましてですが、まず、今回策定いたしております第7次尾鷲市総合計画につきましては、従前から申し上げておりますとおり、強靱な地域づくりを推進するための国土強靱化地域計画、そして、人口減少対策や地方創生に取り組み、将来にわたって活力ある地域社会を目指すまち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定することにより、本市が策定する全ての計画に対して縦串、横串を通して、計画体系として構築しております。

また、第7次尾鷲市総合計画では、まちの将来像、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」、この実現に向けて土地利用構想を定めることで、本市における都市計画、まちづくりの総合的な指針となる尾鷲市都市計画マスタープランとの連携を図っており、この都市計画マスタープランでは、立地適正化計画について今後検討していく旨を記載させていただいております。

このことから、立地適正化計画の策定につきましては、昨年10月に改正しま

した尾鷲市都市計画マスタープランの都市づくりの方針に記載しているとおり、現在のコンパクトな市街地を活かし、都市機能及び住居機能などを誘導する区域を定める立地適正化計画を今後検討していくなど、良好な住宅市街地の整備を検討していきたいと考えております。

なお、御質問にございました立地適正化計画とはどのようなものなのか、それにつきまして私の認識について答弁させていただきます。

立地適正化計画とは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むことが目的でございます。

そして、低炭素まちづくりににつきましては、既に3月1日に定例会の私の所信表明の中で、尾鷲ゼロカーボンシティ宣言を発表させていただいたとおりでございまして、今後のゼロカーボンシティに向けての取組を我々としても積極的に進めていきたいと、このように考えております。

1番目の答弁につきましては以上でございます。

2番目の答弁につきましては、避難施設においては築山の問題でございますけれども、この件につきましては、まず、その前に、おわせSEAモデル構想と都市公園に係る事業計画について御説明申し上げます。

中部電力尾鷲三田火力発電所跡地におけるスポーツ振興ゾーンとしての国市浜公園整備につきましては、先月の28日に開催されました尾鷲市都市計画審議会におきまして答申を出していただきました。その中身につきましても、十分、まだ中身を御存じない方もたくさんいらっしゃると思いますので、私からその内容について、市民の皆様にも含めて御説明させていただきたいと思っております。

これは4月28日に尾鷲市都市計画審議会の会長から私宛てに、都市計画審議会においての一部の意見を添えて原案どおり可決されたと、まず、これが答申していただいております。その中身としましては、特に、尾鷲都市公園について意見を求められた事項等への意見、これについて朗読させていただきたいと思っております。

当審議会は、尾鷲市が進める尾鷲都市計画公園の変更について審議を行いました。主に、津波浸水域である場所に都市計画公園を整備することについてと、都市計画公園内に整備を予定している各施設の計画についてなど、適切な内容とな

っているかという視点で審議しました。審議した内容を以下のとおり取りまとめましたので、意見として申し上げます。

まず、津波浸水域である場所に都市計画公園を整備することについて。

まず、出されていますのは、野球場をはじめとする公園施設の設置場所としては、おわせSEAモデル協議会で進めているおわせSEAモデル構想の集客交流人口の拡大による地域活性化に寄与するものであると考えられると。まず、こんなのです。

しかし、津波浸水域での新たな都市公園の整備においては、地震、津波に対する対策は必要であり、高台への避難通路等についても、ハード、ソフト面の両面から検討を図り、公園を利用される皆様が安全安心に楽しんでいただける公園整備を進めること。これがまず1点。

2点目に、御指摘の都市計画公園内に整備を予定している築山について。

築山の計画につきましては、一時避難場所としての機能については不適當であるという意見があり、今後実施する予定である調査及び基本設計、詳細設計等において、ボーリングのデータの解析、液状化の検討、津波シミュレーション等を実施し、避難タワー等も含めた一時避難場所として最も効果的な工法を検討されたい。こういうふうにして答申していただいております。

最後に、尾鷲都市計画公園の変更に対する当審議会の意見は上述のとおりであります。公園の整備とその目的を着実に推進していくためには、東紀州地域の5市町が連携を図ることが必要不可欠であり、今後、スポーツ振興を通じた集客交流人口の増大と本地域の活性化に生かされることを期待するものであると、こういう答申を私どもは受けております。

そういった中で、先ほどおっしゃっていましたが、要するに、東紀州5市町からの応分の負担の件につきましては、代替球場、あるいは避難道路も含めての避難施設でございます。それが一人でも犠牲者を出すことなく、要するに、そういう災害が起きたときにはきちんと逃げられるような形を取るものでございますので、今後、その辺のところも十分5市町のほうと協議してまいりたいと、このように考えております。

次に、3番目の平成4年度の予算の話でございますね、人口ビジョンも含めた。

(「令和、令和4年」と呼ぶ者あり)

市長(加藤千速君) 令和4年ですね。ごめんなさい。令和4年度の予算で、大型予算について。

私は今回の場合に、ここに書かれていますように、財政見通しというのは非常に重要であると。財政見通しをつくるためにも、やはり議会でも二、三年前から議論してきました。財政見通しというのは5年計画というものをきちんとつくるようにという議会からの要請もございました。その中でやっと2年前からそれについて財政見通しというのをつくりながら、それを基にして財政計画をつくらなきゃならないということで今進んでいると、これが状況なんです。

そういった中で、今、10年、20年後、人口規模に見合った地方債の元利償還計画、こういったことも含めまして、今後の新規建設費等について我々はどうか考えているのか。これについて、財政、5年間のこの見通しについてのことも踏まえまして、答弁させていただきたいと思っております。

まず、さきの12月定例会におきまして、令和3年度を含め令和7年度までの5年間の見通しをお示しさせていただいているところでありますが、10年間という長期間の推計については、数字の精度という点では、現状のものよりもさらに低くなると思っております。

例えば、特に歳入の大きな割合を占める地方交付税、令和4年度の当初予算につきましても、全体の総予算の中で歳入の中から41.6%ございました。地方交付税につきましても1年ごとに国の制度改正があり、本年度、令和3年度についても見通しを大きく上回った、こういう結果となったと。

そういったことから、現状、財政見通しの作成については、前年度の決算額を踏まえた上で、1年ごとに見直しを行っているところであり、私といたしましては、大体、この推計を行うためには5年が限度であると判断いたしております。

今御指摘のこの10年、20年後の人口規模に見合った地方債云々の話でございますけれども、まず、その大きな話としまして、毎年毎年、大きな金額を占めております公債費の件についてであります。

今後の公債費の推移につきましては、昨年度までの借入実績に基づく償還額に、今後起こるであろうというスポーツ振興ゾーンの整備事業、あるいは尾鷲中学校給食導入、こういう事業も一応進めております。

そういうこと等を踏まえまして、今後実施が見込まれる事業での借入見込額に基づく償還額を加えて推計を行った結果、次年度以降についても公債費の減少傾向で推移する見込みと判断しております。

ただし、あくまでもこれは現時点で把握可能な概算の事業費を見込んだ推計でありますので、起債対象事業費の増減によって、当然、数字が変わってきます

ので、こういうことについても御承知おきいただきたい。ただ、それだけでじゃなしに、私は5年先、10年先も含めて、やはり尾鷲市が進むべき財政における数値目標というのは絶対必要であると思っています。それは何度か議会でも概要は述べさせていただいたつもりでおりますけれども。

財政調整基金というのは、大体、予算を組んだ後、令和3年度末であれば、これからずーっと年度末であれば、10億円をやっぱり何とか確保しなければならぬという数値目標を掲げております。市債残高につきましても、令和3年度は約97億円なんです。市債残高。だから、それを100億円以下で抑えるためにはどうするかという、そういう施策も必要であると。

ただ、この市債100億円という大きな金額で、今、皆さん方、100億円も尾鷲市、借金があるのということを言われています。しかし、これ、近隣市町の同区域と比べても、尾鷲市はかなり低いです。あるところやったら、160億円とか140億円と言われるような数字も出ております。尾鷲はそういう状況です。

その中で、100億円を尾鷲の一般財源だけで支払うのかといったらじゃないんですね。そのうちの78.7%は地方交付税で賄っていただいていると。だから、100億円の78.7%の差し引いた21.3%というのが、尾鷲が一般財源から支払う真水なんです。これをどう考えるかということなんです。

そして、公債費についても今11億ちょいあります。しかし、先ほど申しましたように、どんどんどん、これは、目標としては10億以下に減らしていかなきゃならないねと。それで、年度投資額につきましても、公債費を上回るようなことのないような、そういう投資額で抑えなきゃならないなということで、まずは、その数値目標を考えながら、財政を考えているということでございます。

次に、中電の平成29年のお話だったと思いますんですけども、いろんな、前の副市長がどうのこうのおっしゃった。その中で、こうあるべきだというようなことをおっしゃっているわけなんですけれども。

まず、私自身が認識しておりましたのは、当然、市の施策の検討状況などについては、公表できる段階で適切に行うべきであると考えております。その中で、議員御指摘のこの会議で副市長がこういうふうにして前向きにどうのでありますけれども、そういう会議の中で、あくまでも今回の、要するに御指摘の部分については、政策立案過程の議論なんです。政策を立案するためのプロセスなんです。その議論ですからね。そのような場合に公表できるか否か、やはりこれは精査を行う必要があると。

しかし、これはあくまでも今回の事例からいきますと、中部電力が民設民営でやったらどうでしょうかね、そのためにという、そういうアイデアを出してきていると。だから、先ほど申しましたように、相手方である中部電力から内々の話なんです、アイデアレベルだと私は思っているんです。正式な社としての申入れにまで至っておりません。そういうことから、当時は議会の皆様とか、あるいは市民の皆様公表できる情報ではないと判断いたしました次第でございます。

その中で、議員は特にPFI、これに非常にこだわりを持っているようでございます。やはり手法としてはPFI、これもあります。四つの方法の中の、民設民営とか、公設民営とか、いろんな方法があります。ありますけれども、要するに、これについての提案については、私自身の記憶によりますと、提案価格というものが我々が期待したものとかかなりかけ離れていたという記憶がございます。

その件について各市町の首長と、要するに今回の話については、当時の話としても、まず第一に、平成24年から場所を決めようと言って、その当時からしたら、7年も8年も決まっていなかったみたいなんです。

そういうことでございますので、その中での要するに、アイデアレベルの話でございますので、これについては各首長にも一応お話しした記憶があつて、これは無理だなという話を、私の記憶としてはそういう記憶に残っております。

最後に、私が申し上げたいのは、一つには、私の信念として。中村議員も大阪出身ですから、大阪の経済界の中で小林一三とか、松下幸之助というのはよく御存じだと思います。私は彼の格言を基にして市政運営をやっております。その中で、一つだけ言わせてください。

小林一三の格言は、100歩先の見える者は、狂人扱いをされると。そして、50歩先の見える者は、多くは犠牲者となると。それで、10歩先の見える者が成功者であると。私はその10歩先というのは、今の市政から考えたら、5年が妥当な数字だと思います。それで、現在が見えぬ者は落伍者であると。こういうような格言を基にして、市政運営を行っております。

最後に、よく言われておるのは、尾鷲市は財政が厳しいからな、金がないからなど。ただ、金がないから何もできない人間は、金があつても何もできない人間であると。だから、私は市政をあずかる身においてはこうあつてはならないと、常にそれを心がけながら、尾鷲市の状況を考えながら、この言葉が強くのしかかっているということを申し上げたいと思っております。

以上、4点についての壇上からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 私の貴重な20分を延々と、経過は要らないと言いましたのに、長々と説明をしていただきました。今後の、今からの時間については、できるだけ簡単な言葉で返答いただきたいと思います。

それでは、平成29年12月27日課長会議において、市長が指示した中部電力提案の民設民営か、公設公営の試算結果は出されましたか。そして、最後の私の壇上での質問である、5市町の首長に伝えましたじゃなくて、いつ伝えられましたかと私はお聞きしました。

この2点について、必要な言葉だけでお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、民設民営にした場合の試算につきましては、平成30年9月の中部電力から処理費用等について精査した報告を受けましたが、トン当たりの処理費用が、前年に提示された、最初は6万9,409円でした。それよりも、平成30年9月に、若干少ない6万5,258円であり、5市町で検討の結果、中部電力による民設民営の件は考えられない結果となったと私は認識しております。ですから、その当時については、平成30年9月以降の間もない時期だと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 私がなぜ10年、20年先のことについて考えられないのかと聞いて、今市長は5年が限度だとおっしゃいましたけれども、民設民営について、尾鷲市の人口が減ったときの、たとえ1トン当たり6万9,000円にしろ、6万5,000円にしろ、尾鷲市の人口が2048年に7,500人もしくは8,000人になったときの場合、1人当たりのごみの負担料は約1万5,000円ぐらいに減っていきます。

しかし、公設公営で設置された場合、当初は少ないかもしれませんが、人口が減った場合、同じ借金を背負っていく人たちは、今の人口の半分になったら、倍、1人当たり約3万円ぐらいの負担になる可能性があります。

そして、民設民営の場合、設置費も撤去費も民間です。

しかし、公設で造った場合、設置費、そして撤去費も、また私たちの税金となります。

どうしてトン当たりの値段が高いからという理由だけで、この案を蹴ってしま

うのか、私には全く分かりません。

そして、次の質問に入りたいと思います。

平成30年1月15日、検討会議において、広域における処理対象物は、一般廃棄物、可燃ごみ、し尿脱水汚泥とされております。尾鷲市のし尿処理は脱水汚泥でしょうか、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） お尋ねの案件は、たしか聞き取りの際に、可燃ごみ、脱水汚泥も含めて、一般廃棄物等を広域で取り扱おうと決定をしたのがいつかというお尋ねやったと思うんですけれども、そのお答えでよろしいのでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） いいえ、決定じゃなくて、その方針で進めておられると思うんですが、尾鷲市のし尿処理は脱水汚泥ですかという質問にお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 尾鷲市のほうは、御存じのとおり、クリーンセンターのほうで、し尿のほうはそこで完結しているような話で、脱水汚泥というので最終処分まで行っておるように聞いております。尾鷲市の部分に関しては。尾鷲市のし尿処理の部分の脱水汚泥は、クリーンセンターのほうで処理をしているように聞いております。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 尾鷲市のし尿汚泥は、焼却する必要がないのですね。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 尾鷲市のし尿処理については、クリーンセンターのほうがありますので、そちらのほうで処理をしております、それを燃やす云々とかいう話は、そこで完結していく話ですもんで、広域のほうへ脱水汚泥を持って行って、焼却するという形ではございません。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） それでは、尾鷲市以外の市町のし尿汚泥を燃やすことを条件として、広域ごみ処理施設を造る方向で、今話が進んでいるんですね。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） こちらについては平成3年4月1日、要するに広域ごみ処理施設整備を、5市町共同で一部事務組合を設立して具体的な話をしていく中で、その前段であります基本構想の中で、処理対象物、一般廃棄物、議員のおっしゃ

るとおり、脱水汚泥等も含めた形で規定をしておりますので、基本的にそういう形で進んでおるという理解でおります。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） し尿汚泥は、何方式なら焼却が可能ですか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 基本構想では一般廃棄物のうち、脱水汚泥も含めた話で規定をしております。

詳細な話は、今まさに施設の基本計画を一部事務組合のほうで作成しておりますので、申し訳ないですけど、その詳細な内容については、こちらのほうでは答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 一部事務組合の管理者は市長でありますので、市長にお答えいただきたいと思います。市長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） ですから、今、基本計画を策定中でございます。もう一つは、地方自治法の中で一部事務組合に関しては、ある程度のことはもう向こうに任せているわけなんです。

私は市長として答えるというのは答えられません。だから、管理者として向こうの議会でお話しすることはできますけれども。

そういう内容の中で、先ほど申し上げましたように、答弁は差し控えさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） それは非常におかしいですよ。ここは該当地域であり、市長は一部事務組合の管理者であります。そして、その中で検討されていることについて私がお尋ねしていることは、全てこれは出ていることですよね。どうして答えられないんですか。それについてお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 議会の一般質問に対する答弁については、市民の皆様きちっと市の施策等を御理解いただくため、正確に行いたいと考えております。

質問内容についても一定の共通認識の下、丁寧にかつ適切に行いたいと考えておりますので、通告内容については一定の内容を把握させていただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） ちゃんと通告していますよ。

情報公開について、広域ごみ焼却場についての、これは非常に基本的な話です。別にこれについてどう決まりましたかなどと聞いていないじゃないですか。今、私が聞いているのは、脱水汚泥はどういう焼却場なら焼却可能ですかというのは、一般論であり、非常に簡単な質問です。どうしてこれに答えられないんですか、その理由をお聞かせください。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） どういう焼却場かということが、現在、どういう焼却方法で実施するのかというのを検討しておる段階でございます。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） それは違いますよね。脱水汚泥が焼却できる焼却方法は決まっていますよね。それを今探している段階ではないですよ。

それでは、お聞きします。

脱水汚泥は、ストーカ式の焼却炉で焼却が可能ですか。お答えください、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） ですから、先ほど申し上げておりますように、基本構想計画の中で、要するに脱水汚泥についても含まれると。

でも、しかし、尾鷲市につきましてはクリーンセンターがありますから、そちらのほうで処理すると。

ですから、答えとしては、脱水汚泥は焼却可能のものであります。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） ストーカ方式で、今、焼却可能と市長はおっしゃいましたね。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） だから、脱水汚泥、要するに、そういうものについても焼却は可能です。

ですから、それについては、基本構想の中でそういう焼却物の中に含まれているということを先ほど環境課長が申し上げたわけです。

ただ、尾鷲市の場合については、クリーンセンターというきちんとした施設があるから、そこで処理するというのを答えたわけでございます。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 市長は、執行部も含めて、ごみ焼却場について基本的な市民

説明会も行われていないですよ。そして、今の私の質問は、市民が一番聞きたい内容なんです。それを一部事務組合に投げているから、ここでは発言できない。おかしいじゃないですか。

何のための市長は事務組合の管理者なのですか。市長が全責任を負われているわけですよ。焼却場の流動床式焼却炉、もしくはガス化溶融炉でなければ、脱水汚泥は焼却できませんよね。お答えいただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） いささかあれなんですけれども、何度も申し上げており、基本構想の中で、5市町共同の一部事務組合を設立して、広域ごみ処理施設をする際には、脱水汚泥を尾鷲市以外の部分も処理するという形で基本構想が進んでいます。

その基本構想を基に、現在、共同処理される事務として、一部事務組合という正式な別の団体、東紀州環境施設組合を設立して、そちらの共同する業務になっており、どうやって処理方式とか、どうやった形でそういうクリアできるのかという施設整備の基本計画のほうを、まさに施設組合、別団体のほうで協議している内容でありますので、お尋ねの技術のことも含めて、こちら辺にコンサルも入って鋭意検討中でございますので、こちらでその内容の詳細については、現状のところ、お答えができかねるという御理解のほうをお願いしたい。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどの市民の皆さんへの情報公開、市民の皆さん、それから議会の方々への説明云々については、平成29年から大きな話になって、17回ほどやってきております。

議会のほうにつきましては、行政常任委員会で10回ほど、一応、説明をさせていただいて、御理解をいただくように我々としては一生懸命やっていると。事実、これはしていますから。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 行政常任委員会、全て読ませていただきました。

その中で、執行部からストーカ方式での価格比較表が何度も出てきております。しかし、脱水汚泥がストーカ方式で焼却できない以上、どうして安価なストーカ方式で比較検討され、広域のほうが安いと何度も出されています。

そして、市長が言われた市民説明会について、市民に対する懇談会はありましたが、説明会ではありませんよね。

どうして脱水汚泥が焼却できないストーカ方式での広域ごみ処理施設の価格比較表を単独と広域とを比較して、常に広域が安いというふうに行政常任に出されておりますが、広域ごみ処理施設でごみ処理施設を造る場合、ストーカ方式ではできませんよね。そして、尾鷲市の単独のごみ焼却場の場合、ストーカ方式で可能です。

その価格格差も全く考慮しない価格表を出され、そして内容についての説明もほとんどなく、維持管理費についても非常に高くつくやり方を広域で進めなければならぬというふうに話が進んでいるという、こういう普通の話すら、一部事務組合で内容は出せない。

一部事務組合が始まって、約1年になりますよね。その間、事務組合にこの議会からも委員として出ておられ、市長も管理者としておられますけれども、なぜ一度も内容についての説明がないのかお答えください、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今現状やっている作業については、基本計画をきちんとつくり上げると。基本構想につきましては、一応、お示しさせていただいておりますけれども、一部事務組合ではこの基本計画、この基本計画を基にしながら、処理方式をどうするのか、あるいは、要するに、これに対する投資額をどうして、それから運営コストをどうしていくのかということ、これをつくらなければならない。それを一部事務組合で今現在進行してやっているというところでございます。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 市長、もしおうちを建てるときに、まず、そこが適地かどうかは、普通の一般住宅でも、地質調査から入りますよね。

しかし、どうして一部事務組合は、市営野球場について簡易な地質調査しかせず、そこでやると方針を決めておいて、できるという確信のないまま、今年度の予算で、SEAモデルの詳細設計1億2,000万を出そうとしておりますよね。

しかし、SEAモデルにおいて1億2,000万もの詳細設計費をつけて、もし仮に市営グラウンドがくい打てる場所が少ない、そのときに、まさか土地が足らんから、もう少し買いますというようなことはないですよ。

どうしてその話が反対になるのかをお答えいただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この広域ごみ処理施設の建設に関することにつきましては、先

ほども申しましたように、一部事務組合にて測量・地質調査の結果を参考にしながら施設の配置を検討し、そして、具体的な建設基本計画を策定していく中でお示しできることになると思います。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） それでは、それが決定してからSEAモデルの詳細設計1億2,000万を出していただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほども申し上げておりますように、今、基本計画を策定中であると。その基本計画を策定する前提として、測量・地質調査の結果を参考にしながら、今、施設の配置をどうするのか、具体的な建設基本計画、これを策定しているというのは、繰り返しになりますけれども、今こういう状況であるということだけです。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） だからお聞きしているんです、市長。反対でしょう。

まず、市営野球場に本当に広域ごみが今の敷地のまんまできるという確約がなしに、どうして浸水域であり山まで一番遠い場所に、1億2,000万の詳細設計費を先にかける必要はないですよ。それについてお尋ねしているんです。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） ですから、今、現市営野球場に建設すべく、事は進めております。

いろんな課題があろうかと思いますがけれども、その辺のところをきちんとクリアしながら、私としては、現市営野球場で広域ごみ処理施設の、そこで運営していくという、そういう方向の下で今鋭意努力しております。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） それでは、不備による土地の買い足しは一切ないと明言していただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 現在、測量・地質調査を依頼しておりますコンサル等とも協議しながら、県の法務課のほうへ照会をかけておるといような段階でございます。間もなく結果は出るものと思われま。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 結果が出て、そこで買い足しがいいのかと質問しているんで

す。質問の内容について正しくお答えいただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今議員のおっしゃっているのは仮定の世界なんですよ。仮定の世界について私がお答えすることです。

先ほども申し上げておりますように、現市営野球場をベースにしながら、あそここのところへ、要するに建設予定地として今進めておりますから、そういうことについてはきちんとやっぱり頭の中に入れながら、先ほど副市長が申し上げましたように、県に照会をかけた。

その場合、どうするのかというようなことは、今、それについて詳しくお答えすることはできません。ただ、今、現野球場を建設予定地として進めているということだけです。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 市長、そんなこと、聞いていないんですよ。

仮定のことです。これはみんなまだ仮定の段階の話を今しているんですよ。そして、仮定であるからこそ、無駄な経費を使うべきじゃないですよという話を今させていただいているんです。

ですから、どうして、市営野球場に建設が可能であると確定した後に。浸水域の詳細設計、1億2,000万もかけて出すのであれば、その後でいいじゃないですかってお聞きしているだけです。

だから、順番についてお答えいただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 単純にはそういう話がありますけれども、これは全部、総合的な話になっているわけなんです。

あの野球場を、要するにごみ処理施設に使った場合に、今、野球場を使っている方々について、やはりきちんと代替野球場を造らなきゃならないと、これが前提なんですよ。あそここのところへ、現野球場のところへ、ごみ処理施設を造りますよと。それについては、当然、代替地もある。

だから、それを総合的に勘案しながら、事業というのは進めていかなきゃならないんですよ、今。立ち止まってしまって、もしそういう話の中で、それが決まるまで待てとかなんとかってなったら、要するに僕が言いたいのは、このごみ処理施設は、令和10年度に稼働できません。

それに、一方では、それを待ちになって、今の中部電力跡地に代替野球場を造

らなければ、その分が、要するに、代替のものができないということは。これは、私はやはりここを、野球場をごみ処理施設に使って、それについて代替野球場は、本当は早く早くそれを用意しなきゃならないのは、私どもの務めであるだろうと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 市長はなぜいつも口から出任せのその場限りの答弁をなさるのでしょうか。

SEAモデル構想とは、中部電力が自社の発電用地、施設を有効利用し、先進的な地域活性化モデルとして提案されたものです。

市長はいつも自分の失敗を他人のせいにして、場所をころころ変えることができるのは、このまちに立地適正化計画がないからではありませんか。

総合管理計画には奇妙なおわせSEAモデル構想が入っています。令和元年1月21日の行政常任委員会において、市長が自ら水泡に帰すと言い切ったSEAモデル構想です。

4市町が広域ごみ処理施設の整備が津波対策、立地において課題がクリアできないとして進めることが困難と判断した場所に子供たちを集める都市計画公園、16億5,000万以上もかけて、今話を進めようとなさっておられます。事業計画には、トイレ、管理棟及びナイター施設が入っていません。トイレのない家を建てるのでしょうか。そして、芝生の年間メンテナンス代も全く提出されません。

当初は3,000人収容だった野球場は、一体何人収容の野球場となるのでしょうか。今、計画の築山の上は1,000人収容となっています。1,000人と3,000人ではトイレの大きさが違います。そして、トイレの規模によっては、浄化槽の大きさも変わってきます。発電所跡地の地下水位は2から3メートルと聞きました。発電所跡地に大型の浄化槽の埋設は可能なのでしょうか。

市長は、集客交流は地域の活性化と今日も言われましたが、昨日は収益事業とは考えていないと言われました。収益事業でない集客交流は何なのですか。ただ人を集めて、ごみをそこに置いて帰ってもらうだけのものなのですか。

もし本気で津波対策とするなら、浜岡発電所並みの23メートル以上、建物としては8階以上の避難タワーと、数百人分のトイレ及びナイター施設、それらの全てに液状化対策が必要となるにもかかわらず、この試算もせず、詳細設計1億2,000万を計上される。これらの必要かつ高額な工事、それらは市長お得意

の根性論と追加工事で処理されるのですか、市長。

市長の責務とは、市民の安全安心を守るため、長期的な計画を立てることではないのですか。市長のこの4年9か月の間に責務を果たされましたか。子供たちが津波にのまれたとき、あなたの名前が永遠に尾鷲市の歴史に残ることを自覚しておられますか。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 今議員の質問にございました、トイレとか設備の面についてちょっと補足させてください。

私ども、今後、スポーツ振興ゾーンを御説明する段階で、今年、令和3年度に認めていただいておりますスポーツ振興ゾーンの基本計画を今させていただいております。その中で、議員が御指摘ございましたトイレ等を含めても、今後、議会と日程を調整させていただきながら、まず説明をさせていただきたいと思いません。

特にそういうふうに一歩一歩、いわゆる順序を追って、経過をたどりながら御説明をし、御理解をいただきながら物事は進めさせていただきたいと考えておりますが、そういう意味で、今御指摘のところは、今後御説明をさせていただく機会をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この前、何度も私は所信表明で申し上げさせていただいておりますけれども、要するに、尾鷲をこれから維持、存続させていくために、今の中部電力跡地。その前に、中部電力が50年以上もの、要するに、尾鷲市の根幹である経済を活性化してきたわけだった。それがなくなったわけなんですよね。どうするのかというような話なんです。

今、だから、19万坪のこの土地に対して、草を生やして、そのままほっておくんですかと。私はやっぱり19万坪のこの土地を有効利用しながら、何度も申し上げておりますけれども、産業の振興と、それから雇用の創出、それと同時に交流人口を高めるということで、その中のゾーニング計画に書かせていただいた中で、スポーツ振興ゾーンという一部の部分がある、それを先行したということなんだ。これを御理解いただきたいと思いません。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 市長が今言われた収益事業を考えていないような事業に何十億かけても何の意味があるんですか。民間の土地は民間に任せるべきです。どう

して民間の土地に公金を突っ込んで、収益事業ではない、収益を考えていないような事業に何十億も突っ込みたいんですか。それは、結局、私たちが将来に残す子供たちへの負債以外の何物でもないじゃないですか。

どうして収益事業であるならば、入り込み客、そして、それに対するまちがどれだけ潤うのかの試算も全く示されないまま。野球場、公園、収益事業なんか考えていません。はい、何十億、突っ込みます。あの土地、どうするんですか。あの土地、尾鷲市のものじゃないじゃないですか。どうして人の土地に公金を突っ込んで、収益事業にもならないことを延々とやりたいんですか。尾鷲の人口は今から増えますか。

ほかの市町で、人口が増えている市町というのは、必ず子育てに非常に手厚い市町です。それ以外の市町で、この日本で、工業、加工場、無人化で全てロボットがしてくれるのを呼んでくるならいざ知らず、そういう最先端の工場が浸水域に進出してくるはずがないじゃないですか。そうしたら、人口を増やす一番の手だては、子ども・子育てでしょう。それが、交流人口じゃないですよ。

現に、東京やほかの都市から、ここの尾鷲が世界中で一番きれいと言っているんです。この前来たフランス人も、こんなきれいなところは初めて見ましたと言われました。そして、次回来るときは、コロナの前でしたが、今回は1か月、尾鷲に長期滞在したいと、フランス人の夫婦が言っておられました。

そのように、この地域で人口を増やすのは交流人口でも、他人の土地に何十億もかけた、収益を考えていないような事業ではありません。市長、間違えないでください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、何十億何十億という、要するに市民の皆さんに誤解を受けているんですよ。

確かに、総事業費については、我々、今提案していますのは16億5,000万ということを言っております。その中で交付金を活用したり、ほかの4市町からの応分の負担をしていただいたりして、この前、行政常任委員会で申し上げましたけれども、16億5,000万中、大体、今の試算では、尾鷲市にかかる、要するに一般財源としては、3億6,000万ぐらいですねという、試算段階ではこういう話なんです。

だから、何十億もかけるというようなことを、そんなことを声高らかに言わないでおいてほしいと。

もう一つ、子ども・子育てというのは十分理解しています。ただ、それもやっぱり一つの、要するに、交流人口を高める、あるいは、定住、移住の話についても手段でしょう。それも大事ですよ。だけれども、一方では、やっぱりまちを明るくしながら、元気でいろいろ活力あるものにしていかなきゃならないというのは何度も申し上げていますよ。

あの19万坪を生かしながら、そういうことも。市外から、どこかから、市内の皆さんについても、楽しい憩いの場所であるということをおお体の方は認識しているわけなんです。こういうところがあったらいいわね。ああいうところがあったらいいやん。市民サービスの一環ということもやっぱり考えていただきたいと。

だから、今回の場合には、公共事業としてやる場合に、公共事業として損益で、収益が何ぼで、費用が何ぼで、差引き、赤字が何ぼかというのは、これは市民サービスという考え方の下で、やはり多少なりとも市の、要するに拠出は、私は必要であると、このように考えておりますので、その辺のところ、十分御理解いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） それでは、継続審議の質問とさせていただきますので、これで終わらせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） ここで休憩をいたします。再開は11時10分です。

〔休憩 午前11時00分〕

〔再開 午前11時16分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

なお、放送用のカメラがちょっと具合が悪いことから、壇上でのカメラは映りますが、あとのカメラは議員の質問席、一方的に映しますので、皆さん、心の準備もそのようによろしくお願いします。

それでは、次に、7番、内山左和子議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） 皆さん、おはようございます。

4回目の一般質問となります。ただ、まだどきどきするのが直りません。今日登庁してきたときに熱を測ったら30度でした。今、どうも仮死状態みたいですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、壇上からの質問とさせていただきます。

1、認定こども園について。

4月から開園される認定こども園は、昨今の親の社会事情、市の経営事情、10名に満たないから集団教育ができないなどの諸事情により、民間委託により実施される施設です。

公立がなくなってしまう不安や、幼児教育がどのように維持されるのかなど、親御さんたちの不安には切なるものがあります。しかし、その一方で、新しい園への期待も多いでしょう。

設立の経緯に至っては、市の人口に対し40%近い尾鷲幼稚園の3年保育の実施を要望する市民の署名があったにもかかわらず、短期間で令和4年度を最後に閉園する方向を決定したこと、なおかつ、公募せず、委託を決めた市の責任は重いと感じております。

しかし、市長は昨年 of 市民懇談会において、認定こども園は責任を持つと断言されました。そのことも踏まえ、市の役割と責任について述べていただきたいです。

2番、審議会などの委員選出について。

第7次尾鷲市総合計画策定基本指針で、基本的な考え方として三つの項目の中に、「市民参加によるわかりやすい計画づくり」とあります。このことは、一人でも多くの市民に参加してもらい、市政を理解してもらうことが根底にあると思います。

しかし、現状では、各種団体の代表の方が重複して各審議会などに参加しておられます。市民の声を広く拾い上げるために、審議会や各委員選出において、委員の重複を避けるべきではないでしょうか。

選出においては各種団体の代表が選出されることが多いと思いますが、団体の中でもいろんな方に参加していただく機会を持つことで、お互いの向上にもつながり、一人でも多くの市民参加につながると思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

三つ目、人材育成について。

議員になってからいろいろ発言させていただく機会がたくさんあります。発言するからには、発言内容がきちんと法的根拠があるのか、その法律は何なのか、まず、基本的なことを理解しなければいけません。執行部の方に教えていただくこともたくさんあります。そういう中で、今回、都市計画審議会における法定手続において思ったことを述べさせていただきます。

公聴会開催において、審議会2日前に組まれたこと、公聴会においては、意見

陳述の在り方、資料が決定と渡されたことや、都市公園計画が新規ではなく、変更であったことなど、私は職員の方を責めることは毛頭ありません。法律に従い事務を執行し、また、市独自の基準に基づき運営されていると思いますが、法定手続ということが厳粛なことであると認識しております。

また、前回の一般質問でも発言させてもらいましたが、給食センターの設計において、H A C C Pなど最低限の専門的な知識を持っていなければならなかったと思いますが、それらのことを踏まえ、市長の職員研修の考え方をお聞かせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、内山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、認定こども園についてございますけれども、幼保連携型認定こども園、ひのきっここども園の設置につきましては、子育て世代をはじめとする市民の皆様や議員の皆様からたくさんの御意見をいただきながら、ようやく本年4月に開園できることになり、多大なる御協力にまずもって感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

4月からひのきっここども園にお子様を入園させるに当たり、保護者の方々には、新しく始まる園であり、実績もないところですから、確かに不安もおありだと思います。しかし、議員のおっしゃった、公立でないから不安ということよりも、これまで片時も目を離すことなく大切に育てられてきたお子様がいよいよ親の手を離れ、集団の中で生活していくことへの不安のほうが大きいのではないかと私は感じております。

一方で、こども園に期待されている保護者の方も多くみえます。集団の中で友達をたくさん作り、一緒になって遊び、多くの体験を通してたくましく育てほしいと願っている方もたくさんいらっしゃいます。子育て世代の方々のアンケート調査においても、集団生活、集団活動ができるようになってほしいという声が極めて多かったこととも一致いたしております。

本市では、幼稚園での3年保育の要望がありましたが、幼稚園を希望される方が激減する中、幼児教育で最も重要である集団活動を継続していくことが困難であると判断し、本市の幼児教育を認定こども園で実施するとの結論に至ったことは、これまでも説明させていただきました。

認定こども園の運営を尾鷲民生事業協会にお願いをしたことにつきましては、現在、本市で教育、保育、この事業を実施しているところは尾鷲民生事業協会のみであります。尾鷲民生事業協会は、教育、保育について70年以上の長きにわたる経験と実績、これがあり、施設・設備面、人材ともに整っていることから、速やかに認定こども園に移行できるため、お願いをしたということでございます。

幼保連携認定こども園、ひのきっここども園が開園することで、3年保育を希望された保護者の方にお応えできること、就労の有無にかかわらず園児が継続して在園できること、これまで以上の子育て支援が可能となることなど、本市にとっての子育て支援、就学前教育に大きな役割を果たしていくものと考えております。

今後、ひのきっここども園で行われている就学前教育、保育について、尾鷲民生事業協会と連携して推進していくこと、そして、子供たちにとってよりよい施設にしていくことが市の役割であると考えております。

次に、審議会の委員の選出についてであります。

審議会の委員の選出については、本市においても様々な地域課題を抱える一方で、多様化する市民ニーズに応えるため、各種計画など市政を推進していく上で、より多くの市民の皆様の意見を反映させ、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

しかしながら、審議会等の委員につきましては、委員数に限りがございます、限りある人数の中で、より多くの市民の皆様の意見を施策に反映するため、各種団体の代表者をお願いしているものであることから、どうしても重複して委員になっていただいている方もおりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、職員研修の考え方についてであります。

まず、私は、経営資源といいますか、経営資源は人、物、金、情報であり、行政にとっても全く同じでございます。その中で、人、特に人材の育成は重要であり、その大きなツールとして職員研修があると認識しております。特に、多様化する行政ニーズに対応するためには、職員研修等を通じて職員一人一人がスキルアップしていくことが大変重要であり、研修により新しい知識を習得し、それらを生かして政策形成や業務に携わっていくことは必要であります。

このことから、職員の能力向上のために必要な法令関係や契約事務、公営企業関係研修など、積極的に職員のステップアップにつながる研修を受講させ、優秀

な人材の確保につなげていきたいと考えております。

また、御指摘もございましたが、業務を遂行していく上で必要となる専門的な知識や各種手続等については、国、県等に御指導をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山左和子議員。

7番（内山左和子議員） 市長のお答えは丁寧で良く、ありがとうございました。

ただ、現実問題として、市長が先ほど言われたように、子供が入園してからの保護者の方の心配事は本当に尽きることはありません。先生や友達、自分の親や身近な人にまず相談されると思います。

しかし、内容によっては、園に直接相談できないこともあります。例えば、先生の子供に対する対応に不信感がある場合、保育、教育の内容への不満などがある場合、どうしても園になじめず、ほかの市町に転園、それもできない場合など、数多くあります。

市はどこまでそういう不安な保護者の方たちのために手段を講じてくれるのでしょうか。保護者の方たちのためにも福祉課に窓口を置き、話を聞いたり、投書箱を設置したり、ホームページに欄を作る、また、1年ごとに全保護者にアンケートを取るなどすることが、直接相談できない保護者の声を聴くことにつながります。

市長のお考えをお示してください。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

保護者が子供を保育園に預けるときには、園でどのように過ごしているのか、また、けがやトラブルがないかなど、心配や不安が尽きることがないことと思います。

子供の健やかな成長のため、保育園では保育所保育指針、4月開園予定の認定こども園では幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育、保育を日々丁寧に行っていますが、保護者の要望に添えないことや、行き違い、園での対応への不安や不満など出てくる場合がございます。そのようなとき、それぞれの園では要望や苦情に対応する窓口を設けており、主に園長が保護者の話をよく聞き、話し合い、適切な対応を取ることとなっております。

ただ、保護者の中には、日頃、子供を預かってくれる園に対して、不安や不満

を伝えられない方もいることと思います。

子ども・子育て支援法第3条では、市町村は、子供及び保護者が子ども・子育て支援に係るサービスを円滑に利用するために必要な援助を行うことや、関係機関との連絡調整や、その他便宜を図ることと規定されております。

福祉保健課は子供に関わる相談や援助の総合的な窓口であり、保育園に関しても、入園の手続だけでなく、入園後も子供や保護者が困ることがないように、福祉保健センターへの来所や、また、お電話、あと、メールでの園への要望、不安や不満、苦情への対応を行っておりますが、保護者がどこに相談したらいいかわからず、独りで悩むことがないように、相談窓口の所在を分かりやすく周知し、子供や保護者に寄り添った対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山左和子議員。

7番（内山左和子議員） 開園前の準備として保護者の声を聴く準備をいただいていることは十分理解できますが、それを現実のものとするために、みんなに、広報にも伝え、きちんと情報公開していただくことをお願いいたします。それが保護者の安心につながります。そして、開園してからも現場からの保護者の声がすぐに聴け、迅速な解決へと向かうと思います。

特に1年ごとのアンケートの実施は切に切望いたします。アンケート調査は、地域の保護者の方々がどんな学びの場を望んでいるのかが分かり、幼児教育の質や職員のレベル向上へとつながり、保護者が望むよりよい園になりますので、実行をお願いしたいと思います。

ただ、心配なのが、やはり社会福祉法人、確かに実績と経験があります。しかし、公立の場であれば、先生方などの問題があった場合には、直接言うことができます。やっぱりワンクッションを置いて言うということになりますので、どうしても。

社会福祉法人としての基本とか、そういうのは共有できると思うんですけども、それ以外の考え方については多少、もしもずれがあった場合に、そういったときに、市が、教育委員会が強い姿勢で闘う、闘うというのはおかしいんですけど、問題解決の方向に行けるのかなということが一番の心配しているところなんです。

今回の子ども・子育て支援新制度において税金が投入されております。だから、こちらがお願いした立場でも毅然とした態度を持って、市長、責任を持って、そ

こでよりよい方向に行くようお願いいたします。

次、名称がひのきっこども園とあるように、尾鷲としての特徴あるプログラムは考えていないんですか。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 認定こども園につきまして、その特徴のある内容ということでございますけれども、認定こども園の特色ということにつきましては、開園当初、最初から特色化を図るために何かをあえてしていくということではなくて、教育委員会としては、認定こども園で子供たちが明るく元気でたくましく育ってくれることをまず一番に考えております。

そして、認定こども園教育・保育要領にのっとった教育内容を充実させて、小学校就学までにつけたい力、資質を高めていくことが幼児教育に必要なことであり、それが幼児教育の本質であろうというふうに考えております。

本市の認定こども園としての特色ということにつきましては、例えば、この認定こども園の名前にもございますように、尾鷲ヒノキをはじめとする木を活用した木育とか、それから、豊かな尾鷲の食材等を教材とした食育など、尾鷲ならではの学習や体験を提案していきたいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 尾鷲市としての特色のあるプログラムということで答弁したプログラムということなんですけれども、まず、尾鷲には山、海、自然がたくさんあります。だから、園外保育のたくさんの実施、おかしな言い方なんですけれども、定期的な実施、そして、郷土の文化伝承、地域の伝統遊びなどをどしどし取り入れて、そして、地域に開かれた園をしてほしいというのが保護者の声だと思います。そういうことをどんどん取り入れて、実行していただきたいと思います。

一つだけお聞かせください。中電跡地に予定されているキッズパークには、園外保育や遠足の場として、市長、推奨されるのでしょうか。これから予定されているキッズパークです。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、詳細な設計については、まだこれから考えていかなきゃならないんですけれども、当然、その場所にふさわしい、子供たちがそこで安全安心に楽しく過ごせるような、そういうキッズパーク、こういったことを考えていきます。

当然のことながら、子供たちだけではなくて、親子3世代、おじいちゃん、おばあちゃん、そしてお父ちゃん、お母ちゃんといったような、そういう親子3世代が楽しめるようなキッズパークにもしていきたいと、こういうふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 推奨されるということで確認させてもらってもよろしいですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員のお気持ちというのか、思いを十分受け止めて、検討はさせていただきますたいと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） どっちの答えがよかったのか。津波浸水域であるため、もしも推奨して、そこでその時間帯に津波が起こったことを考えると、すごく何とも言えない気持ちです。

ちょっと話を変えます。

市民の方は、認定こども園は何ぞなとよく聞かれます。先ほど教育長からもいろいろ答えていただきましたが、法律についてお伺いします。認定こども園はどのような法律で、その法律を遵守するために市は何を整えているのでしょうか、お伺いします。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） お答えいたします。

認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法で定められた施設であります。

本年4月開園予定のひのきっここども園は幼保連携型認定こども園でもあり、認定こども園法第9条において、就学前の子供に対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに子育て支援事業を行うこととされております。

また、認定こども園を設置する際には、都道府県知事の認可を受ける必要があります。ひのきっここども園に関しましても、既に昨年9月の行政常任委員会で御報告させていただいたとおり、教育及び保育の目標や利用定員等に関する内容の認可申請書を昨年9月には仮申請、12月には本申請を県に提出しており、県の子ども・子育て会議での審査を経て、今月中には認可を取得する予定であります。

本市におきましても、認定こども園法及び子ども・子育て支援法、児童福祉法等の関係法令の、いわゆる子ども・子育て関連3法に沿って、子供や保護者が必要な教育、保育を円滑に利用するための支援や援助を尾鷲市子ども・子育て支援事業計画により推進し、また、尾鷲市子ども・子育て会議により施策の実施状況等について確認していただくものであります。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 再度、ちょっと聞かせていただきたい。また認可は下りていないんですか、下りるんですか、どちらですか。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 認可自体は3月に下りる予定でございます。今、現段階ではまだ認可申請中でございます。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 次に、子ども・子育て支援事業計画というのが今言われましたけれども、その必須記載事項は何なのですか。そして、また、子ども・子育て会議の役割について聞かせてもらえますか。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） まず、子ども・子育て支援事業計画についてお答えいたします。

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法第61条に基づいて、本市では平成27年度からの5か年を計画期間とした尾鷲市子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和2年3月には令和2年度から6年度までを計画期間とする第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画を策定いたしました。第2期計画からは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に重点を置き、母子保健計画を包括した計画としております。

子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることと規定されておりますことから、第2期計画は子育てに関わる親、家庭、地域、事業所、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向けて、「ともに子育てを支えあうまちづくり」を基本理念とし、それに基づく四つの基本目標、「安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくり」、「子育てと仕事の両立を支援する環境づくり」、「子どもの育ちを支援する地域づくり」、「子どもを守る地域づくり」、それぞれの目標において取り組む施策及び子ども・子育て支

援の具体的事業目標を記載した計画として、その推進に向け取り組んでいるところでございます。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 説明ありがとうございます。

今、いろいろ説明していただいていたのですが、市長も子ども・子育て新制度を理解していただいているのでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、これ、先ほど福祉保健課長から、令和2年度に改定されて令和6年度までです。これについては十分、福祉保健課と意見を交わしながら、今現在の形になっていると。

当然のことながら、6年にはまたこれを考えていかなきゃならないですから、おっしゃるとおり、子供というものに対する思いと子育ての重要性、これは非常に私は認識しておりますので、十分関わってまいります。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） それでは、ちょっとお伺いいたします。どうしても気になることがあるので。

令和2年1月、市長は尾鷲幼稚園の廃園、認定こども園の設立の方向でいきますと判断しておりますが、これはこの制度においては違いますよね。どうでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） ちょっと、質問の趣旨が分かりませんが。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 尾鷲幼稚園の廃止、認定こども園の設立の方向でいきますと市長が判断されております。執行部でもよろしいです。

この判断をするには、子ども・子育て新制度のルールに従って、つまり法律に従って順番にやることがあります。そこが違っているんじゃないんですかと問いました。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員、具体的にどこが違っているかということを指摘してあげてください。

7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） まず、この新制度においては、市長の判断が先ではなく、子ども・子育て会議できちんと協議されなければいけないことです。だから、こ

れが違っていたんじゃないんですかと私は聞いています。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 市長の最初の答弁でもありましたが、幼稚園の3年保育の要望がありましたが、従前から申し上げますとおり、幼稚園の園児数の減少がずっと続いておると。そういった中で、宮ノ上幼稚園の廃園、尾鷲幼稚園のクラスが一つ減ったと。さらに、園児数が減ってきた中で、3年保育というお話がありましたが、市の中でやっぱり集団保育が必ず必要ではないかという議論に至って、当然、その後、子ども・子育て会議にも諮って、最終的な決定に至ったものでございます。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） すみません、補足ですけれども。

こども園に限って言わせていただくと、第1期の尾鷲市子ども・子育て支援事業計画の中の第7章にも、「幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容」で、「認定こども園の普及」ということを記述させていただいております。また、第2期の計画の中でも、「認定こども園の推進」というところで記載させていただいておりますので、子ども・子育て会議においても、従前から協議はなされておると思います。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） まず、一つずつお伺いいたします。

この新制度において、幼稚園は新幼稚園となっております。税金が投入されたために、廃止についてはきちんと見込量を含めて、そして、いつ廃園するかなど具体的なこと、つまり法律的に言えば、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定することとなっております。

これは、このことを子ども・子育て会議で協議してから廃止の方向を決めなさいよという法律です。そして、子ども・子育て会議においてですが、検討とか、そういうのは、一体いつされているのでしょうか。全く資料を見ても分からないのですけれども、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 当初に幼稚園の廃止というのは、認定こども園が設立されてからということで、尾鷲幼稚園の廃止となりますと、条例のほうを議会に諮らなければならないということになっております。

それと、子ども・子育て会議のほうは、令和3年中には開催しておると思っております。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） もう一度、言います。新幼稚園になってからは、たとえ今までの例があろうと、廃園とかそういうことに関しては、きちんとここに、子ども・子育て会議で協議されてからということなのです。

そして、令和1年に、令和2年に、1月に、こういう判断をされています。それまでの子育て・子ども会議で、きちんとそういうことも話されているのですか。

そして、もう一つ、終わってからの令和2年2月6日の子育て会議でも、これは話されているのですか。そして、令和3年2月25日でもきちんと協議されているのですか。きちんとした中身があるのならば、私も何も言いません。しかし、順番が違いますよね。

もう一度、言いますよ。子ども・子育て会議で量の見込みなどきちんと協議されて、そうしたら、いつ閉園するのかとか、そういう方向も決めなくてはならない、そして、それを計画に明記せよとまで書いておられるのです。これをもっといろいろ読み込んでください。私も何冊も読んでいます。

議長（三鬼和昭議員） これらについて。

福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 議員おっしゃるように、第1期の子育て支援事業計画のこども園の普及を受けて、この2期をつくるに当たって、こども園の推進というところの記載の中で、令和2年2月にそのような少し議論がなされています。

量の確保の部分につきましては、認定こども園については、これまでの保育園、幼稚園と違って、1号と2号と一緒に集団活動をするということが大きな特徴ではございます。

量の中では、1号の量、2号、3号の量というふうに分かれておると思うのですが、1号、2号、3号、それぞれの量の確保というところでは、この計画の中に記載されております。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 私が聞きたいのは、廃園と市長がおっしゃられる前に、きちんと子ども・子育て会議で今言われたようなことを協議してから。この子育て会議で協議されなければいけないことなのです。

これは県の子ども・子育て会議に認可部会というのがあります。市の子ども・

子育て会議の上の会議です。ということは、どれだけ子ども・子育て会議が大事なのか分かりますか。私は法律に基づいて話をしているんです。

もう一回言います。幼稚園は新幼稚園になりました。令和元年10月から給付を受けたことにより、きちんと教育委員会の役割も書いております、新幼稚園になってからの。そこら辺、きちんと理解したんですか。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 市に対する3年保育の要望に対し、市のほうからの回答という形で期限を切られておりましたので、代替案を付して回答した中で、認定こども園を設置後、幼稚園の廃止というようなことになったわけです。

その後、議会でも協議がなされたということもありまして、私どもといたしましても順を追って法的な手続を実施したいということで、まずは認定こども園の設立を目指したという中で、保育園の廃止というのは、先ほども言いましたように、条例を触らなくてはならないと、幼稚園の廃止と、そういうことでございますので、その条例の上程は来年の3月になると思われれます。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 何度も言います。6,000以上の署名が集まった時点で、これは親の要望になるんです。この中には、親のニーズも含めて。法律の中では、親のニーズによって、見込量とか、そういうものも含めて、5年間の見込量も含めて、全てが子ども・子育て会議で話し合われなくてはいけないことなんです。

例えば、四日市の事例も同じようなことがあります。四日市の事例では、議会で否決されました。尾鷲の議会では採択されました。

そして、それから、今、市が言われたように、公立幼稚園の廃止方向になっていきますけれども、今年になってから適正人数、つまり廃園をするには、きちんとした根拠がなければいけない。

ここに文章を持ってきているんですけれども、読ませていただきます。

請願を否決されてから、市は昨年1月、公立幼稚園の第2次適正化計画を策定。2年連続で総園児数が15名を下回った幼稚園は廃止し、保育園と統合した認定こども園への移行を検討する基準を設けたと。まず、これが先なんです。

それから、昨年12月に、廃園の基準に達するか、各園で毎年不確かなことと指摘。公立幼稚園をこども園に移行する場合、開園できるかについて速やかに確認されること。3歳児保育も直ちに実施すべきだ。全て計画に基づいて行われているんです。

だから、署名というのは親のニーズなんです。それに対して、見込量とか、今後のことを支援計画できちんと位置づけなければいけないんです。それについてどうですか。

そして、子ども・子育て会議のことを言わせていただきます。

8月26日、ここにきちんと明記されております。ここで初めて、あなた方は委員に対して、特定教育・保育施設である認定こども園の利用定員を定めるときは、本会議での協議が必要、前の文書はちょっと違っていましたが、本会議での協議が必要ですので、御意見を申し上げますと言われております。それから1年8か月たっているんですよ。

そして、なおかつ、この会議では経過報告として、結果ありきの報告をされております。ここで読み上げてもいいんですが、長い文書になりますので、また資料を調べておいてください。

決定ありきでは委員は何もしゃべれませんよ。あのいろんな出来事を知っているの。これが本来の子ども・子育て会議の姿じゃないでしょう。法律に従って全てうまくきちんとした手続を踏まないと、行政はうまくいかないんです。ただし、うまくいったら、きちんと法律が守ってくれるんです。

そして、今、認可が下りていないと言いましたが、こんな子ども・子育て会議の内容で、協議もされずに、検討ありきで、見込量としてのきちんとした計画もなしに、ぎりぎりですよ。それで、承認も得ず、認可が下りるんですか。私はこのことに対して市がどういうふうにしていくのか分かりません。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員、正午の鐘のために少し発言をストップします。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後0時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 再開いたします。

副市長。

副市長（下村新吾君） 県のほうのスケジュールもございますので、認可は今月中に下りるといふふうには聞いております。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） あまりにも法律を無視し、後出しじゃんけんのような形じゃないですか、これは。おかしいでしょう。

そして、もう一つ、教育長、平成26年4月23日に文部科学省幼児教育課事務連絡として、各市町に文書が出されております。新制度への積極的な関与。長

い文章で、ちょっと抜粋させてもらいますけれども。

幼児教育はもとより、域内の多くの子どもが進学する公立小学校・中学校を設置するなど、学校教育を所管し教育についての専門性を有している教育委員会の積極的な関与が不可欠となっています。つまり、現在、各地方自治体において新制度の施行に向けて鋭意準備をいただいているところですが、教育委員会におかれても、子ども・子育て支援新制度の担当部局との情報共有や、地方版子ども・子育て会議への参画など、幼児期の教育の質の向上を図る観点から、新制度の担当部局と連携・協力して、積極的に取り組む。

つまり、参画しなければいけないんですよ、教育長。教育長が委員で採決を採っていますよね。あれも間違いなんです。

そして、ここには公立を推奨することとも文書では書いております、今読んだように。

こんないろいろなことがあるんですけども、市として、これはたとえ認可が下りたとしても、あなた方の行政の在り方。根本的に6,000人以上の署名が集まっているんですよ。これ、どうするんですか。

そして、4年度の1号認定希望の児は、3歳児10名、4歳児2名、5歳児が1名、出生数は、平成30年から73、74、63、昨年12月までですけども52人です。

これ、きちんと計算したら、この一、二年で尾鷲市の所有施設が空いてくることは明白です。5年間の各施設の適正見込量を把握して、何人になったら廃園にするか各施設の人数を決める、子ども・子育て支援計画の見直し、この先、空いてくる尾鷲市の所有する施設の場所の検討、尾鷲幼稚園の廃園撤回、3歳児受入れの検討、そして、形を変えてでも公立の存続の検討、子ども・子育て会議できちんと、再度、再度はない、協議しなければいけないと思うのです。

手続に不備があったことをきちんと自覚してください。市長の意見をお聞きかせください。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 今、前段のほうでお話しになられたことですけども、子育て会議の中には教育委員会のメンバーも、当然、そこへ参画しております。

そして、今のお話しになった通知の件でございますけれども、教育委員会が積極的に関与せよということでございますので、我々は認定こども園の準備段階から、民生事業協会、あるいは候補になる園と共にいろんなことを話し合いながら、

一緒に教育内容を組み立ててきております。

ですので、そういう意味では、今後も関与は大いに行っていくということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) じゃ、市長、答弁、要らないですか。

7番(内山左和子議員) 市長です。

議長(三鬼和昭議員) 市長。

市長(加藤千速君) 該当する3歳児、4歳児、5歳児のあれについてはデータをきちんと取っておりますので、今後どうなるのかというような、そういう人口動態も含めてやっておりますので、その辺のところを十分認識しながら、今後の運営方法についても考えていきたいと思っております。

議長(三鬼和昭議員) 7番、内山議員。

7番(内山左和子議員) 私が今言ったのは、もう一度、さっき言ったことを子ども・子育て会議で協議してくださいと言っております。

そして、もっと具体的に。各施設、税金を投入しているんです。保育所、そして、これからできる幼保連携認定型、幼稚園、全てです。その各施設の見込量、出生人数に合わせてね、きちんと定めてから、支援計画の見直しになりますね。

そして、3歳児受入れの検討です。ここできちんと話をしてください。そこでの結果は、私は何も言いません。きちんともう一度してくださいよ。1号認定では3歳児が10人いるんです。

そして、あなた方は、市長及び執行部は、この4年度、幼稚園を希望なしで、年長だけを残していますよね。もしもこれ、違ったら、2人も、4歳児は2名おります。2名もいたかもしれません。そしてこの先に、1号認定の子、3歳児が上に上がるかもしれません。

だから、存続の危機を、私が決めるんじゃないんですよ、子ども・子育て会議できちんと協議してくださいと言っているんです。これは法律で定められた順番でしょう。逆になってしまっています。そこをお願いしたいんです、市長。

議長(三鬼和昭議員) 市長。

市長(加藤千速君) 一連の子ども・子育て会議における手続、手順の話については、内山議員のほうから今お聞きしましたけれども、その辺のところはどうやっていて、今後どうしていくの、どうやってまた再開するのかというような話については、まずはやっぱりいろいろ福祉保健課長のほうが窓口になっておりますので、

そこから一応進めてまいりたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 今言われる量の話ですけれども、子ども・子育て会議の中で、量のことについて、また、確保について計画の中に入っておりますので、当然、今後も引き続き協議はしていくつもりではおります。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 福祉課長、あなたも今までのいろんなのに関わってきたと思うんですよ、部署が違って。私が言っているのは、子ども・子育て会議の重要性ですよ。

6,000人からの署名が集まって、3歳児受入れをしてくださいという署名があるんですよ、市民の。そのことも需要ということですよ。そういうことも含めて話し合わなければいけないんですよ。

だから、今言ったことをもう一度、話し合ってくださいって。それが協議でしょう。そして、それが法律に書かれていることでしょう。そこを深く認識してください。

そして、去年、中村議員が認定こども園のことを一般質問したときに教育委員会が答えたことで、保育所で、第三保育園のことやったかな、そのときに答えは、親の希望により施設を選ぶと教育委員会が検討されております。

これは間違っております。これも市の役割です。市が保護者、通園する子供を認定して、そして選定して、どこの施設に行くか、そして契約を結ぶんです。だから間違っています。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） いえ、決して間違っているものではございません。親御さんの就業地、お迎えの方の住所地に伴って、やはり通園する保育園をできるだけ希望をかなえてあげたいというのが本当です。その中で、市として保育園入所、保育園を決めるものでありまして、あくまでも入所希望園をかなえてあげたいというのが本当でございます。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 私はその地域の、一応、親の気持ちもよく分かります。私は今、法律のことを言っているんです。きちんとした法律のことを言っているもので、それは地域の実情で構いません。しかし、そこも含めて応えるべきでしょう。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君）　ですから、決定は市のほうで決定します。決定に至るまでに保護者の希望をかなえてあげるということで、その中で園の定員と、ましてや兄弟で通園しておることもありますので、その辺を鑑みて、市のほうで決定するものであります。

議長（三鬼和昭議員）　7番、内山議員。

7番（内山左和子議員）　その事情はよく分かります。つまり、今、決定において、地域の実情の前に、法律についてのきちんとした基本を言っていますので。それも分かります。しかし、今後のことを考えたときに、空いてくる施設の容量などは、税金が投入されていますので、きちんとした施設の適正人数が問われています。

つまり、理由は、まず、園の経営においては、保育料で足りない分も大ざっぱにはしてもらいます。人件費や保育材料費、水道光熱費の全ての費用を在園する子供の人数で割って、国、県、市から給付されます。これだけでは最低の分の金額しかないということで、市の独自の補助を行うことになっております。つまり、人数30人のところに10人であるならば、これ、市が足りない分を補助しなくてはいけないんですよ。

今の時点の話じゃないです。これからの話をちょっとさせてくださいね。

だから、30人の収容の30名おったら、1人当たりの単価が安くなるんですよ、子供の頭で割るので。だから、適正人数できちんと入ってもらったら、市の負担は少なくなるんですよ。だから、市は今後、こういうことを含めてしなければいけないんですよ。

議長（三鬼和昭議員）　副市長。

副市長（下村新吾君）　尾鷲市の児童数は今後増えることはない、減少していくであろうと考えております。そういった中で、保育所というのは、定員を変更できます。ですから、児童数に沿った適正な定員に変更していくということとなります。

定員数が変われば、運営費単価も当然変わってきます。今後、10年、20年とたった中で、やはり施設の問題というのが出てきて、園の統廃合というのも当然考えていくべきことだと思っております。

議長（三鬼和昭議員）　7番、内山議員。

7番（内山左和子議員）　今、副市長と私が話されていることを子ども・子育て会議で話してほしいんですよ。それぐらい、子ども・子育て会議の役割は重要なんで

すよ。今ここでいろいろ議論しても。この今、全てを、子ども・子育て会議でよろしくお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 令和2年、3年度、教育委員会、子ども・子育て会議でいろいろ議論はされておるとおもいます。今議員がおっしゃられたことは、今後、当然、子ども・子育て会議でも協議しなくてはならないことだと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） 令和6年。今検討とおっしゃられます。今、教育委員会じゃないんです。子ども・子育て会議ですよ、新制度からは。

委員の質問に対し、これは令和2年度が令和6年度までのあくまで事業計画でございまして、この間にこういった事業を推進していきますという内容でつくらせていただいております。委員がおっしゃられたことは、最近、先ほどもおっしゃられたような話で、そういった話があって、認定こども園とかという名称が、皆さん、最近取り上げられるかも分かりませんが、それについての具体的な協議はまだ進めておりません。計画の中においても認定こども園の検討を行いますということですので、いずれにしても今後のことということで御理解ください。これが2月6日です、令和2年の。

令和3年3月25日においては、認定こども園について、尾鷲、どのような方向性にするのか。教育総務課、現在は広報を通じて一般的な認定こども園を周知している、また、県内の施設の視察や子育て世帯のアンケート結果などを参考にし、今度は具体的な説明をする。

たったこれだけです、今まで言ったこと、何にも検討されておられません。

副市長にお伺いします。

昨年度、私の質問に対して、人数のことを聞かれ、どんな根拠があって人数を調べてきたのですかと言われました。ひょっとして出生数、市長、副市長は知っていたんじゃないんですか。この人数です。この園が子供の人数が少なくなってしまうことをきちんとした統計資料として持っていた。この統計を持っていて、知っていたんじゃないんですか、私に聞く前に。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 私は20年ほど前に、児童福祉を5年ほど担当しました。その頃から、児童数の推移が減ってきておるといのは十分分かっておりました。

そういった中で、議会でも申しあげましたように、宮ノ上幼稚園が廃園になる、

尾鷲幼稚園が一クラスになるというような段階の中で、保育園も今後、園児数が減ってきますよというようなことは随分前から承知しておりました。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山議員。

7番（内山左和子議員） すみません、時間となったんですけど……。

議長（三鬼和昭議員） 最後に一言だけ。

7番（内山左和子議員） 最後。

あと二つの返答に、壇上での二つ、審議会の選出についてと、研修については、自分でこの場で質問できることがなくて、すみませんでした。

しかし、最後の私の言った子ども・子育て会議において、きちんと今言ったことをもう一度、再度検討してください、具体的に。その結果のことについては何も言いません。そこには有識者がたくさんおります。だから、そこもお願いします。

そして、市に対しては後出しジャンケンではなく、きちんと順番どおりに行政を行っていただきたい。法律を守って、法律遵守です。よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） ここで休憩いたします。再開は1時半といたします。

〔休憩 午後 0時18分〕

〔再開 午後 1時28分〕

議長（三鬼和昭議員） それでは、全員そろっておりますので、ただいまより、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番、仲明議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 一般質問を始めさせていただきます。

今回の一般質問は、一つ、令和4年度当初予算と施策等について、二つ目がEBPMについてであります。

令和4年の当初予算の定例会となり、加藤市長には2期目の実質的な当初予算編成であると理解をしております。

2022年新春インタビューでは、1期4年で自分なりにやってきた蓄えを少しずつ具現化したい。コロナ対策と四つの政策を出している。一つは、経済活性化のためのSEAモデルの具現化等で、地域産業の具体的な振興と尾鷲港を中心とした集客交流、二つ目は、高齢化社会の対応で、病院対策と高齢者生活支援体

制及び介護予防対策、三つ目は、子供たちの施策で、認定こども園と尾鷲中給食実施、さらに子育て支援、四つ目は、財政の健全化で、ふるさと納税の強化とし、市民の希望も聴きながら、2期目の4年間でその政策を一つ一つ実行していくと述べておられます。また、今後10年間の第7次尾鷲市総合計画が策定され、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現のために、一つ一つ丁寧に尽力をしていくことと拝察をいたします。

定例会開会の所信表明には、市長の施策の思いや当初予算説明が述べられておりますが、まずは、改めて令和4年度当初予算の編成方針と、特に加藤市長が思いを込めた施策と予算は何かお聞きをいたします。

次に、令和2年3月定例会で、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、認定こども園の推進について質問した中で、市のおおのの事業計画や施策の方向は、統計数値を活用されていると確信をしておりますが、いま一度、統計資料の数値を利活用する大切さを確認いただきたい、経済界出身の加藤市長は、これまで顧客情報など、統計数値の活用がいかに重要であるか熟知していると思っておりますが、市長の考えをお聞きしますと質問をいたしました。加藤市長からは、顧客情報など、統計資料の重要性をお聞きいたしました。

これまでも、政策の立案、施策の実施計画、市総合計画はもとより、市民アンケートや市政懇談会、人口動態、産業別統計、就業者数など、本市の統計資料などを活用して計画されていることと思います。さらに、事業評価として、毎年度、PDCAサイクルで事業の見直しを図り、適切な事業を推進していると思っております。

さて、政府では、内閣府にEBPM推進チームを設置して、各府省横断的なEBPMの推進体制を構築し、EBPMの取組を行っております。令和3年度には内閣府本府におけるEBPMへの取組方針を示し、令和4年度新規予算要求事業などについて、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示すロジックモデルを作成するなどの取組をはじめ、令和元年度及び令和2年度における実例報告対象事業についての施政効果の検証を行うなど、方針を示されております。

EBPMとは、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、根拠に基づいて政策立案を行うことであると広義に解釈をされております。

定義としては、「統計データや各種指標など、客観的エビデンス（根拠や証拠）を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと」とされております。

また、EBPMは、「民意や社会の状況をキメ細かく、すばやく、的確に反映した政策を立案・実行し、普段は見えにくい政策の効果を可視化して、誰もが効

果を実感できるようにすること」を目的としております。

少子高齢化が進み、社会の生産性向上が求められる中、行政機関においては、限りある人的リソースや財源を最大限有効活用して、透明性、信頼性の高い効果的な政策を行う必要性が高まっております。行政機関の仕事のあるべき姿に立ち返るための仕組みとしてE B P Mが期待されていると、大手I T企業の解説もあります。

今、政府が各省庁横断的に取り組んでいるE B P Mについて、幾つかの地方自治体が取り組んでいる事例もあり、本市の新しい大型事業や、低迷している地場産業、観光産業、また、少子高齢者対策に活用できないか、加藤市長の見解を、まず、お聞きをいたします。

壇上からは以上であります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、仲議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和4年度当初予算編成方針と、特に私が思いを込めた施策と予算についてであります。

令和4年度の当初予算編成方針につきましては、国の経済財政運営と改革の基本方針2021の中にて示されている感染症の克服と好循環に向けた取組をはじめ、防災・減災、国土強靱化、脱炭素化、あるいは、少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現など、国の施策の大きな流れ、動向を踏まえつつ、本市が直面する様々な行政課題の解決に向け、財政状況を十分認識した上で、最大限の事業成果を目指すべく、予算編成を進めてきたところであります。

その中で、特に私が思いを込めた施策、予算であります。先ほど議員がおっしゃられたとおり、私は2期目の市政運営について、大きく五つの政策を掲げております。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症対策の強化、二つ目は、おわせS E Aモデル構想の具現化や地場産業の再生など、雇用の促進、産業の振興、集客人口の向上、三つ目に、尾鷲総合病院の診療体制の充実と医療機器の更新や高齢者に優しいまちづくりの推進など、暮らしの安全安心を守るまちづくりの推進、四つ目に、尾鷲中学校の給食実施や認定こども園の設立など、教育環境の整備と子育て支援体制の充実、そして、五つ目に、ふるさと納税事業の強化など、財政健全化に向けさらに改革を推進、以上の五つであります。

これらの中で、まず一つ目の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ワクチン接種に係る予算を引き続き計上し、できるだけ早く市民の皆さんに接種していただき、少しでも安心してふだんの生活が営めるよう粛々と進めてまいりたいという思い、そして、コロナ禍の中で苦しんでいる方々に対する支援につきましても、国の補助金等を活用しながら、引き続き取り組んでいきたいと考えているところであります。

次に、二つ目の産業振興等の施策では、従来から取り組んできた事業を基本としつつ、さらにその効果を高めていくための地場産品の付加価値向上の取組や販路拡大の強化に向け、官民一体となって取り組んでいくための尾鷲市地域経済活性化協議会の立ち上げ、また、脱炭素化に向けたみんなの森プロジェクト事業につきましては、自然体験や環境教育を通じた教育環境の充実にもつながる事業として予算計上をさせていただいております。

また、三つ目の暮らしの安全安心を守るまちづくりの一つとして、尾鷲総合病院においては、本年4月からリニアックを再稼働し、産婦人科の継続、しかも2名体制で、6月にはMRIを更新するなど、安心して医療を受けていただける体制を整えてまいります。そして、中央公民館の耐震設計や体育文化会館の耐震診断など、公共施設の老朽化対策等に係る予算も計上させていただきました。

さらに、四つ目の子育て支援体制の充実として、認定こども園、ひのきっここども園を本年4月に開園し、保育・教育環境の充実を図っていくことをはじめ、保育園、幼稚園の給食費、すなわち主食費、副食費を無料化するための給食費支援事業補助金、そして、婚姻に伴う住宅取得費用や住宅の賃貸借費用等について、一定の条件の下で補助を行う結婚新生活支援事業補助金、また、子育て支援団体の活動支援として、子育て支援団体活動支援補助金等を新たに予算計上させていただいております。

五つ目の財政健全化のさらなる推進では、歳入としてふるさと応援寄附金3億5,000万円を予算計上し、その達成に向けて取組を強化していくことを含め、財政健全化計画に基づく、継続的に収支の改善に努めていく所存です。

なお、令和4年度当初予算編成後の財政調整基金残高は、こうした取組に加え、地方交付税の増加等もあり、目標としていた10億円を超え、14億円余りとなる見込みとなっております。

そのほかにも、予算的にはさほど多くはありませんが、まちの清掃や花植えなどの環境美化活動にも力を入れていきたいと考えているところでございます。

次に、EBPMについてであります。

さきの令和2年第1回定例会において、仲議員から統計数値の活用の重要性についての御質問があり、私自身も統計数値の活用は、行政における施策の企画立案、さらには、様々な場面での確かな意思決定を行っていく上でも不可欠なものであると認識している旨の答弁をさせていただき、今もその考え方に変わりはありません。

また、私が民間にいた頃、政策を立案し、事業を実施するに当たり、まず、事実、情報を正しく知る、そして課題を明確にすることをたたき込まれましたし、そのためには、当然のことながら、顧客情報など様々なデータを基にした客観的エビデンスが必要でありました。

国においては、平成29年5月の統計改革推進会議の最終取りまとめの中で、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠、すなわち根拠に基づく政策立案（EBPM）を推進する必要があるとされ、推進体制の整備をはじめとする様々な取組を進め、現在は各省庁においてロジックモデルの実践がされてきております。

さらには、他の地方公共団体においては取組を始めている自治体もありますが、そうした事例等も参考にしながら、まずは制度を理解することから進め、その後、体制整備や、本市のどのような分野で活用が図れるのか検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 当初予算の加藤市長の思いが伝わってくるようで、盛りだくさんの事業があります。特に地域経済活性化協議会や脱炭素の動き、これについては私も注視をしてまいりたいと思います。このことについて、ほかも含めて質問を続けたいと思うわけでございます。

認定こども園と保育園の副食費の保護者負担免除については、私は令和2年の12月定例会と令和3年6月定例会の2回、一般質問をいたしました。

1回目の質問に市長からは、副食費の保護者負担の免除については、子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てることにもつながる重要な子育て支援として十分認識をしている、他の施策とのバランスを取りながら、財源の確保を見極める中で、前向きに検討したいと答弁をいただきました。

2回目は、副食費は子育て世代に負担になっている、子育て支援の充実は市の重要施策の一つであり、安心して子供を産み育てることにつながるためにも、副食費の無償化の実現に向けて取り組みたいと力強い答弁をいただいております。

令和4年のこの4月から、認定こども園ひのきっここども園が開園をいたします。令和4年当初での副食費の保護者負担免除の予算計上は、認定こども園開園とともに本市の子育て支援の拡充と、子育てしやすい町と変革をいたします。市長の英断に心から拍手を送るものでございます。ありがとうございました。

次に、認定こども園ひのきっここども園の4月開園については、教育委員会と福祉保健課、事業主体となる尾鷲民生事業協会の3者が共に協議を進め、開園のための諸準備を進められたと思います。

令和3年9月の行政常任委員会では、認定こども園の1日のスケジュール、1歳児から5歳児までの1号認定と2号・3号認定の利用定員数、子育て支援センターや一時預かり保育などの子育て支援、認定こども園における教育、保育などの内容が既に示され、説明をいただいております。

認定こども園の認可の本申請、また、保育士の確保、諸準備など、計画のとおり開園準備が整ったのか、教育長、お聞きをします。

また、先ほど午前中に内山議員からの質問で、手続に不備があったように聞き取れました。また、その不備や法律に触れることがあったのかどうか、はっきりとお答えをいただきたいと思います。

さらに、子ども・子育て会議の役割について御説明をいただきたい。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 私のほうから認定こども園につきまして、開園の準備は整ったのかという御質問にお答えをいたしたいと思います。

認定こども園につきましては、これまでに多くの御意見をいただきながら、また、議論を重ねながら、昨年9月3日の行政常任委員会におきまして、認定こども園の概要とスケジュールをお示しさせていただきました。その後、認可に向けて仮申請書を県に提出いたしまして、昨年12月には本申請を行いました。

認定こども園では、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持った保育教諭が必要になりますが、尾鷲民生事業協会では相当数の職員が保育教諭の資格を有していることもあって、現状の保育教諭の数で充足しているというふうに報告を受けております。

また、教育、保育の内容に関わる教育保育計画等につきましても、尾鷲民生事業協会の職員と共に作成をしております。県からの認可は3月に下りる予定でありまして、本年4月の開園に向けて、着実に準備を進めているところでございます。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） まず、1点目に、こども園を設置するに当たり、何か不備があったのではないかとこのところの御説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法の第61条の第7項に、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるときなどは、子ども・子育て会議を設置している場合、その委員の意見を聴くことと定められております。

認定こども園の設置等に向けては、それぞれの所管において協議がなされてきました。幼稚園での3年保育を行わないことや、認定こども園を設置する方針、また、その設置運営について民生事業協会をお願いすることなど、教育委員会でその方針を決定し、また、市長部局とは総合教育会議において協議、調整をしまいりました。

また、保護者の方につきましては、保護者アンケートや幼稚園、保育園での説明会など開催し、広く御意見をいただいております。また、議会での御説明での御意見をいただきながら、認定こども園の設置に向けて進めてまいりました。

子ども・子育て会議では、令和3年2月に教育委員会より状況について説明し、委員の方から御質問等をいただき、また、同年8月には認定こども園の教育・保育内容や利用定員に関することについて御意見をいただいた後、三重県に認可申請するに至っております。このようなことから、法的には問題ないものと考えております。

続きまして、子ども・子育て会議の役割について御説明いたします。

子ども・子育て会議の設置につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項において、市町村は、条例の定めるところにより、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定などの事務処理をするため、合議制の機関を置くよう努めるものとしております。このことから、本市では平成25年10月に尾鷲市子ども・子育て会議条例を制定し、尾鷲子ども・子育て会議を設置いたしました。

この尾鷲子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子供の保護者などから組織されております。この会議では、特定教育・保育施設、つまり、認定こども園や幼稚園、保育園の利用定員の設定に関することや、

尾鷲市子ども・子育て支援事業計画の策定等に関する事などについて、御意見をいただくことになっております。また、この子ども・子育て支援事業計画は5年間を期間としており、継続的に点検、評価、見直しを行うPDCAサイクルを行う役割も担っております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） どうもありがとうございます。

教育長からはもう準備が整いつつあるということで、着実に準備を進めているという回答をいただいたので安心をしておりますが、この認定こども園の設置について不備や法律に触れることがないということについての質問については、法的には問題ないということによろしいですね。不備もなかったということですね。

それから、子ども・子育て会議については、意見を聴く機関であると書いてあるということによろしいですね。分かりました。そのことについては、これで止めておきたいと思えます。

認定こども園については、国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、これまで保育園経験の実績がある社会福祉法人尾鷲民生事業協会がしっかりと運営していただけると推察をいたします。

就学前の子供の教育、保育については、市教育委員会の役割、福祉保健課の役割など、認定こども園、保育園とも明確にしていく必要があると思えますが、教育長、福祉保健課長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） まず、教育委員会の役割についてお答えをいたしたいと思えます。

認定こども園に対する教育委員会の役割につきましては、大きくは二つの役割があるというふうに考えております。

一つは、1号認定児と2号認定児が一緒になって行われる教育活動について共に考えていくことでもあります。先ほど申し上げました教育、保育の内容に関する全体計画、そういったもの、教育課程を一緒に作成をいたしました。その中では、子供の教育及び保育の目標や、年齢に応じた教育、保育の狙い、内容、配慮事項について、丁寧に整理をしております。

もう一つは、小学校との接続についてであります。そこでは、幼児期の終わりまでに育ててほしい姿、例えば、健康な心と体、社会生活との関わり、言葉による伝え合いなど、10項目を挙げております。また、教育、保育において育みた

い資質、能力として、豊かな体験を通じて感じたり気づいたりできるようになったりする知識及び技能の基礎であるとか、思考力、判断力、表現力等の基礎など三つを挙げております。

この内容は、幼稚園、保育園、認定こども園の教育・保育要領や保育指針に共通するものでありまして、これらの望ましい姿や資質は、小学校においてさらに伸ばしていくべき力や資質となります。そのため、これらの内容や取組につきまして、認定こども園の職員と共に研修会や意見交換会などを実施していきたいと考えております。

教育委員会は現在、保育園や幼稚園を卒園する子供の就学について支援を行っております。そのために、教育委員会と福祉保健課が中心になって各園の巡回訪問を実施し、また、年2回、幼稚園教諭、保育園の保育士、小学校教諭、医師等が集まって就学支援委員会を開催し、子供の様子について情報交換をしております。また、本年度は、これまで5歳児が中心であった巡回訪問を4歳児にも実施し、園児の育ちについて各園との連携を一層深めていくことにしております。

ほかにも年に2回、幼稚園、保育園の先生が小学校に出向き、それぞれの園から送り出した子供たちの様子を見て、園のときの様子、小学校での様子など意見交換をしております。また、昨年11月には、保育園の5歳児の子供たちに小学校を見学してもらい、小学校での学習の様子や先生の姿、教室の様子など見てもらいました。

今後、幼稚園、認定こども園、保育園と小学校の関係をより充実させ、丁寧な就学支援を進め、円滑に小学校への接続が行えるようにしていきたいと、こんなふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、認定こども園、保育園の福祉保健課の役割について御説明いたします。

就学前の教育、保育に関しましては、児童福祉法や子ども・子育て支援法でも、子供の健やかな成長のために適切な環境が確保されるよう必要な支援を行うことや、子供や保護者が置かれている環境に応じて、良質かつ適切な教育及び保育その他子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保するなど、市が行うべき責務が明記されております。

福祉保健課としましては、これまでも保育園への入園に関する相談には、保護者の希望や状況を聞き取りながら、必要な支援を提供できるよう調整等は行って

おり、今後も引き続き、保護者の希望や子供の状況に応じた保育園及び認定こども園の利用に関する認定、調整、必要な助言や支援を行ってまいります。

また、保育園や認定こども園に入園している子供への支援につきましては、特に発達気になる子供については、これまでも保健師等が定期的に園を訪問し、CLMと個別の指導計画など、発達支援の専門的な手法を用いた現場支援や、子ども心身発達医療センターなど、関係機関の協力を得ながら、各園と福祉保健課が連携して、子供の状況や特性に合わせた支援を行っており、これからも継続して行ってまいります。

加えて、認定こども園は、就学前の教育及び保育並びに地域の子育て支援を総合的に提供する施設でありますことから、認定こども園における子育て支援の充実を図ってまいります。

例えば、保護者の病気や育児のリフレッシュ等で未就園の子供を預かる一時預かり保育事業の実施や、週5日間の園庭開放及び子育て相談、イベントの開催や、地域子育て支援センターちびっこひろば利用者との交流などを予定しており、保護者や園児に寄り添った子育て支援を園と共に進めてまいります。

今後も、教育委員会及び尾鷲民生事業協会と共に協力、連携しながら、よりよい教育及び保育の提供に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） 丁寧な役割分担ということでお聞きしたんですけど、特に福祉保健課のほうは、子ども・子育て支援法の第3条で、市町村等の責務というところで書かれておりまして、特に環境の整備とかということはあると思うんですけど、今回初めて教育委員会委員が認定こども園との関わりということになるわけでございまして、教育長のほうからは、1号、2号認定の教育等の策定について関わることや、小学校への接続ということは理解をいたしました。

手元に子ども・子育て支援新制度における教育委員会の役割についてというのがあるんですね。これは認定こども園のことなんです。これに詳しく載っておるわけなんですけど。

この根拠は、午前中に内山議員も言いましたけど、平成26年4月23日の事務連絡があります。これに基づいて教育委員会の役割ということで、内閣府がまとめたものであります。特に、これは、新制度においては、平成24年8月に法律が決まって、これが26年9月、2年後に出ておるんですね。

幼稚園と保育園の認定こども園への移行について、積極的に関わりという部分

の説明でございます。特に教育委員会については、事務連絡の中で、「新制度の担当部局と連携・協力して、積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします」というような事務連絡になっています。

これはそういうことがあるということなんですけど、就学前の子供たちの教育と保育については、やはり市教委と福祉が積極的に関わっていくと、その必要があると思います。そのためにはそれぞれの役割を、今、教育長が言われたように、説明していただいたように、きっちりと文書なり何らかの形で残していただきたい、このように希望しております。

次に進みます。

尾鷲中学校給食実施についての進捗について質問をいたします。

(仮称)尾鷲市学校給食センター設計業務委託については、公募型プロポーザル方式で、令和3年11月1日に株式会社ARTSと契約がされました。2月10日の常任委員会において報告、審議されましたが、改めて質問をいたします。

業務委託実施については、安全安心な学校給食の提供など、特定テーマ3項目の提案された設計技術はもちろんのこと、設計連絡会議を設けての現場との意見調整はスムーズに進んだのか。教育委員会での意見交換が行われたのか。また、配送環境の整備も項目にはありますが、尾鷲中学校への配送車両と給食用エレベーターも扱い勝手がよいように十分協議をされているか、教育総務課長にお尋ねをいたします。

議長(三鬼和昭議員) 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長(森下陽之君) それではお答えします。

これまで、設計業務の実施につきましては、設計連絡会議の中で設計業者と学校の栄養教諭や調理員など、現場との意見調整を行い、尾鷲小学校の調理室の増改築部分については、特に調理員がスムーズに調理作業が行えるように、厨房機器の能力や作業動線、スペースについて協議を行い進めてまいりました。

また、教育委員会におきましても、設計連絡会議での協議がスムーズに進むように、事前に栄養教諭や調理員、学校との協議を十分に行ってまいりました。

次に、尾鷲中学校への配送方法につきましては、尾鷲小学校で学年分ごとのコンテナに分けた給食を2トントラックに積み込み、中学校での搬入経路につきましては、子供たちの移動の動線も考慮し、検討した結果、中学校の正面玄関の反対側、教室棟の西口から搬入させる予定でございます。

また、教室への配膳もスムーズに行えるように、2階、3階への教室には配送

員がコンテナをエレベーターで各階までそれぞれ運んでおき、給食時に生徒がコンテナからクラス分の給食をカートに積み替えて、各教室へ運ぶような計画になっております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） 特に配送車両等の中学校への移送についてはシミュレーション等が必要かもしれませんので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、給食センターの冷蔵庫や食器洗浄機などの調理備品は、実施設計の中に含まれると理解をいたしますが、尾鷲小学校と中学校の食器類は、別途、新たに準備をされるのか。子供たちにとって安心安全で楽しい給食となるような食器類の提供をお願いしたい。また、今後、工事費の予算計上時に予算化されるのかお聞きをいたします。

教育総務課長、お願いします。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（森下陽之君） それではお答えします。

食器類につきましては、設計連絡会議の中で、学校の状況や、調理員の意見、先ほどの配送関係の整備にも関わりますが、尾鷲中学校への配送が始まることも念頭に意見を交わしながら、両校の食器を別途準備するような方向で検討をしております。今後、工事の予算計上時に併せて計上させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） 私の手元に文科省から調査した、学校給食における食堂・食器具使用状況調査というのがありまして、これ、平成18年、ちょっと古いんですけど、概要説明があります。

食器の材質別使用状況ということで、平成18年の部分が、ポリプロピレン、これは耐熱性樹脂なんですね、これが9,897校、32.8%の学校が使われています。それで、陶磁器、陶磁器が9,817校で32.6%。続いて、3位がポリエチレンナフタレート。これも樹脂なんです。

ところが、平成15年のときには、ポリプロピレンが36%あったのが32.8%、ちょっと下がった。逆に、陶磁器が30.1%というのが32.6%、ちょっと評価が上がっています。ところが、ポリエチレンナフタレートが平成15年

のときは、実質、ないんですね。それで、18年にポリエチレン、出てきて、これが16.8%。

陶磁器とポリエチレンナフタレートが今の時点ではちょっとアップしているんじゃないかと思うんですけど、このような調査にもありますので、これを参考に、ぜひ検討していただきたいと。食器類についても現場の意見を十分把握して、準備を進めていただきたいと思います。

今後、給食センターの工事と諸準備がスムーズに進捗して、令和5年4月から尾鷲中学校の給食が開始されるようお願いしております。

次に、紀北町との連携と尾鷲総合病院の支援についてであります。

紀北町尾上町長の新春インタビューを拝見いたしました。

東紀州環境施設組合で行う広域ごみ処理施設の推進、また、紀北消防組合、さらに紀北広域連合と、紀北町との広域行政連携がますます重要になってまいります。

紀北町からは、令和2年度、3年度の2か年、尾鷲総合病院の救急医療等への支援をいただきました。このことにつきましては、紀北町の皆様に改めて感謝を申し上げる次第であります。

新春インタビューでは、22年度尾鷲総合病院の支援についての継続について、尾上町長は、町民の救急医療を担う重要な病院であり、可能な範囲で支援を継続しなければならない。現状でどのような支援が必要なのか検討すると報道されております。

加藤市長は、総合病院の経営状況などを尾上町長に毎年度説明し、今後も広域連携の意味からも、支援の理解を求めていますか、お伺いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、お答えしたいと思います。

紀北町からの救急医療体制特別支援金にいたしましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、年間4,400万円を令和2年度、3年度の2か年にわたり、御支援をいただいております。改めて感謝申し上げたいと思っております。

この支援金は、当時、尾鷲総合病院の大変厳しい経営状況を御理解していただきまして、特別支援を紀北町として判断していただいたものであります。

引き続き、私としましては、尾上町長には支援金の継続の要望をしておりますが、尾鷲総合病院の令和2年度の決算状況、すなわち、約5億1,200万円の黒字を計上したと、そして、令和3年度におきましても大幅な黒字が見込める

こと、また、紀北町として令和4年度の当初予算の編成において大変厳しいとの御回答がありました。

支援金の継続は結果的に見送りになりましたけれども、その中で町長のほうから、今後の尾鷲総合病院の経営状況に鑑み、検討していただけるという、そういう御回答をいただいております。

また、この話合いにおいて、尾鷲総合病院は紀北町においても大変重要な医療機関であると認識されております。そういったことから、連携を継続するためには、今後も、予算編成あるいは決算時において、町長のほうに経営状況の説明、そして、尾鷲総合病院の運営懇話会へのオブザーバーとしての参加要請についても、引き続き継続して行っていきたいと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） 現在、総合病院の運営懇話会にも紀北町の職員が出席をいただいているということもあり、また、令和2年、3年度、2か年の尾上町長の英断によって寄附を頂いたということは、紀北町の町民の方にも、尾鷲の市民の方にも、やはり総合病院の重要性、救急医療、特に救急医療とか、そういう重要性が肌を感じたと僕は思います。

そういう意味から、支援がないとき、あってもいいんですよ。常に、毎年度、尾鷲総合病院がこの東紀州の中核病院であること、その意識を伝えて、支援を考えていくと、そういう考え方をぜひ今後もお願いしたいと思っております。

次に、EBPMについて質問いたします。

1回目の質問で、統計数値の重要性とか、事実、客観的エビデンス等の市長の回答を得ましたものでほぼあれなんですけど、他市との研究的なものとか、法人のレポートなどがありますので、御紹介をしたいと思います。

一般財団法人日本経済研究所の研究員レポートでは、EBPMに取り組む自治体に向けた提言として、一つ、取組の目的を明確にする。取組を始めようとする自治体は、導入に係るこれまでの経緯と従来の手法との違い、導入目的を明確にすることが、現場担当者の混乱を防ぎ、円滑な庁内普及を促すことになる。

二つ目が、全ての事業にEBPMを求めない。法定業務など、必ず行わなければならない業務や、効率性の追求にそぐわない業務は形骸化する。

三つ目が、近隣の大学や調査機関などと連携をして、日頃から分析方法や調査結果の解説について相談できる連携相手が必要など、報告をされております。

また、一つの例ですけど、横須賀市では、観光の分野で経済波及効果を分析す

る取組で、神奈川県産業連関表をベースとして、簡易的に市の産業連関表を業務委託なしで職員が作成、さらに、職員誰もが簡単な操作で経済波及効果を分析できるツールの開発も行ったそうであります。

これらの取組を積み重ねることによって、職員が抵抗を感じることなく経済波及効果の分析を行い、事業効果の検証などに取り組める環境を醸成したとの報告書があります。

E B P Mの推進は、まだ一部の方の研究報告で、地方自治体での取組が容易でないとか、ビッグデータが使えないから困難であるとの報告もありますが、E B P Mの推進、それ自体が目的ではなく、行政がいかに関与をよくなるかということが目的であり、政策立案における意思決定の精度を上げるためのツールであり、政策の構造、根拠を分かりやすく示し、説明責任を強化するものであると総務省が示しております。

少子高齢化の進展や厳しい財政状況の中、現状や政策課題を迅速にかつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証する必要性が高まっております。

これまでは、政策立案時に民意や社会の状況をきめ細かくタイムリーに把握するには限界がありました。どうしても大きな声、身近な声、理解しやすい声を中心に政策が決まりがちで、偏りが生まれる可能性を常にはらんでおりました。

これに対応するため、全ての職員が統計等データを積極的に利用し、証拠に基づく政策立案（E B P M）を推進していかねばならないとして、政府は人材の育成等に関する方針をまとめております。

まずは、既に取り組んでいる地方自治体の調査と、統計分析に関わる職員の能力向上のため、専門家を招き勉強会や研修会を開催してはどうか、市長、お聞きをいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、お答えいたします。

仲議員がおっしゃるとおり、私の施策を論理的に立案していくこと、そして、政策を形成するまでのプロセス、その共有と、目標を掲げ、構想に至るまでに現状を把握し、そして、現状とのギャップとか、あるいは課題など、論理的な因果関係を明確にすることが必要であると考えております。

現在、国が推進しておりますE B P Mにつきましては、まだ事例が非常に少ないということですが、今ではI C Tの発達によって、新しい情報等が収集しやすくなってきておりますので、これらの情報を活用した政策を立案できる

職員の育成は、私は大変重要なことであると認識しております。

そのため、先進地の手法や、具体的なデータの収集・分析方法など、E B P Mの基本的知識の理解を深めるための研修などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） よろしく申し上げます。

E B P Mの推奨について、いろいろな事例なり難解なことも言いましたけど、市長に質問してまいりましたけど、各事業については毎年度、P D C Aサイクルで事業の見直しを図っておりますが、これはこれで必要であります。

政策の立案時にE B P Mを活用することにより、市民の皆様に実施事業の説明責任が果たせると考えております。また、国の交付金や国庫補助事業には、E B P Mの手法が当たり前になる時代が来るのではないかと、可能性があると思えます。ぜひ検討をお願いしたいと思えます。

何かありましたら。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、お答えいたします。

今ちょっと調べたところには、例えば、経済産業省の事業再構築補助金公募要項の加点項目の中に、「経済産業省が行うE B P Mの取組への協力」がありますように、これは国として、データに基づく政策効果検証、事業改善を進める観点から、事業者に対して継続的な情報提供を求めていると私は認識しております。

このように、国においてもE B P Mの推進に関しましては、試行錯誤を繰り返しながら取組を進めているものと考えておりますので、本市におきましても限られた資源を有効に活用しながら、市民の皆様に信頼される行政を展開するためのE B P Mの考え方を取り入れていながら、今後の活用について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 10番、仲議員。

10番（仲明議員） どうもありがとうございました。これで一般質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日9日水曜日、午前10時より続行することにいたします。

なお、午前中、7番、内山左和子議員の一般質問において、認定こども園の移

行において、法的な不備等、聞き取れる部分で、執行部に見解を求めていましたが、先ほどの10番、仲明議員の一般質問において、法的な不備はなかったと確認できましたので、報告します。

なお、執行部におかれましては、こういった取扱いについては、市民の皆さんあるいは関係者の皆様方に優しく丁寧な対応を今後ともしていただくように希望いたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 2時19分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 中 村 レ イ

署 名 議 員 中 里 沙 也 加